

北中城村公営墓地

納骨堂（納骨室・合葬室）

受付要項



北中城村公営墓地

公営墓地は、墳墓地、納骨室、合葬室を備えた新しい形態の公営墓です。建物自体が一つの大きなお墓となっており、村が将来にわたって管理していきます。

○納骨室

焼骨を合葬室へ共同埋蔵する前に6年間、12年間又は32年間、納骨壇へ埋蔵する施設です。

1体用納骨壇・2体用納骨壇の2種類があります。

○合葬室

多くの焼骨を共同で埋蔵する施設です。

1 北中城村公営墓地納骨堂の主な概要

(1) 納骨室

納骨室とは、合葬室に共同埋蔵される前に使用許可を受けた日から6年間（7回忌）、12年間（13回忌）又は32年間（33回忌）を納骨壇（ロッカ一式）に埋蔵する施設です。その使用期間が経過すると村によって合葬室へ共同埋蔵されます。

納骨壇は、1体用納骨壇及び2体用納骨壇の2種類があります。

2体用納骨壇については、1つの焼骨（骨壺）を収蔵することで、将来ご自分のために確保しておくこともできます。ただし、使用期間は許可を受けた日からとなります。

※納骨室への入室は、納骨時以外できません。

※合葬室に埋蔵された焼骨は、返還することができません。

区分		使用料金
1体用 納骨壇	6年	50,000円
	12年	75,000円
	32年	140,000円
2体用 納骨壇	6年	80,000円
	12年	125,000円
	32年	240,000円

※使用料金には、合葬室使用料金も含まれています。

(2) 合葬室

合葬室とは、複数の焼骨を共同で埋蔵する施設です。骨壺でお預かりした焼骨を麻袋等に移し、合葬室に埋蔵します。合葬後は、永代にわたり村が管理します。

※合葬室への入室はできません。

※合葬室に埋蔵された焼骨は返還することができません。

※申請する方が生活保護法の規定による扶助を受けている場合、減免できる場合があります。

区分	使用料金
1体につき	30,000円

(3) 参拝室

参拝室とは、納骨や合葬時に法要する施設です。

区分	使用料金
1時間につき	500円

2 申込資格

(1) 納骨室

次のア～カの全てに該当する者

- ア 北中城村に住民登録のある者、または死亡時において北中城村民であった者の焼骨を埋蔵しようとする者
- イ 祭祀を主宰する者
- ウ 焼骨を所持している者
- エ 使用許可を受けた日から1年以内に焼骨を埋蔵できる者
- オ 6年、12年又は32年の使用期間満了後、合葬室に共同埋蔵されることに同意できる者
- カ 2体用納骨壇の申込みは、焼骨を1体又は2体所持している者
(ただし、納骨壇の使用期間は、使用許可を受けた日からとなります。)

(2) 合葬室

次のア、イの全てに該当する方

- ア (1) のア～エの全てに該当する者
- イ 合葬室へ共同埋蔵することに同意できる者

3 埋蔵できる焼骨の範囲

主に、申込者と焼骨が次のいずれかの関係にあること。

- ア 配偶者（妻、夫又は事実上の婚姻関係を含む。）
- イ 血族3親等以内（父母、祖父母、子、孫、曾祖父母、ひ孫、兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めい）
- ウ 姻族2親等以内（配偶者の父母、子、兄弟姉妹、祖父母、孫）
- エ 養父母、養子
- オ その他、既存の墓に埋蔵されている親族など

4 使用許可申請

(1) 申請時に必要な書類

ア 納骨室及び合葬室

・北中城村公営墓地納骨堂等使用許可申請書（7ページ）

・合葬室埋蔵に係る誓約書（8ページ）

・住民票 ※本籍地記載

※申請者が村外在住の場合は焼骨の方の住民票（もしくは戸籍の附票）も必要となります。

・戸籍謄本

※申請者と焼骨の関係が戸籍等で確認できない場合は、他に添付書類が必要な場合があります。（改製原戸籍、除籍謄本等）

・改葬許可証 又は 火葬許可証

※焼骨をお墓や納骨堂から移動する場合は「改葬許可証」等が必要です。

※納骨までに必ず提出が必要となります

・その他必要と認める書類

イ 参拝室（使用希望の方）

・北中城村公営墓地参拝室使用許可申請書

（9ページ）

※希望者は、アの書類と併せて提出してください。



5 申請のながれ

使用申請

◎申請書に必要書類を添えて、住民生活課まで提出してください。

使用料納付

◎申込資格等について審査し、特に問題なく許可が見込まれる場合、使用料金の納付書を発行します。指定された期限内に納付してください。
◎申込資格又は条件等に該当しないと判明したときは、使用申請を許可しない場合があります。

許可証交付

◎住民生活課の窓口に、銀行等で納付した使用料金の領収書の提示又は、コピーを提出してください。使用料金の納付を確認し許可証を交付いたします。

◎使用期間の始期（開始）は許可日からとなります。

◎使用許可証は、大切に保管してください。

◎申込資格又は条件等に該当しないと判明したときは、使用許可を取り消すことがあります。

使用開始

◎納骨法要などで個別参拝室の利用ができます。先着順になりますので、遅くとも使用希望日の2日前（土・日、祝日除く）までに空き状況を住民生活課へ電話等で確認の上、予約されるようお願いします。

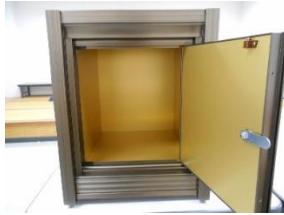
※通常、使用申請から許可証交付まで1週間から10日ほどお時間が掛かります。

注 意 事 項

- 同一焼骨による複数の申込みはできません。複数の申込みがあった場合は、全て無効といたします。
- 申込資格及び申込内容が不適格な場合は、申込みを取り消しいたします。
- 納骨室及び合葬室には、焼骨及びこれに準ずるものが埋蔵できます。
※位牌等は埋蔵できません。
- 納骨室に埋蔵できる容器（骨壺）の規格は次のとおりです。

(1) 規格

納骨壇
幅
26cm以下
奥行き
26cm以下
高さ
33cm以下



(1体用納骨壇)



(2体用納骨壇)



(納骨室)

- 材質は、陶磁器等で骨箱、骨覆等の外装を施してないこと。
- 合葬室には、焼骨のみを埋葬し、容器（骨壺）は返還いたしません。
- 納骨室の納骨壇の位置は、村が決定します。
- 納骨室へは、納骨のとき以外立ち入ることはできません。
- 合葬室へは、立ち入ることはできません。
- 合葬室に埋蔵された焼骨は、返還することはできません。
- 納骨壇前での参拝はできません。屋外共同参拝所をご利用ください。
※納骨堂内参拝室をご利用の際は使用許可後にご予約ください。
- 4月の清明祭時は駐車場が大変混み合います。混雑が予想される日は避けて頂く等のご協力をお願いします。(※清明祭時でも第2、第3土曜日、日曜日以外は比較的空いています。)

北中城村公営墓地 案内図

Google Map [北中城村公営墓地] で検索



施設内 駐車場案内図

開館時間
9:00~18:00
休業日
12/29~1/3



お問い合わせ

〒901-2392 北中城村字喜舎場 426 番地 2 北中城村役場第一庁舎 1 階

北中城村 住民生活課 環境対策係

TEL 098-935-2242 (内線 138・139) FAX 098-935-4770

北中城村公営墓地

住所 北中城村字島袋 1607 番地 TEL・FAX 098-930-7677(管理事務所)

第2号様式(第7条関係)

北中城村公営墓地納骨堂等使用許可申請書

年 月 日

北中城村長 宛

申請者 本籍
 住所
 氏名
 電話番号

次のとおり北中城村公営墓地の納骨堂等を使用したいので申請します。

施設名	・北中城村公営墓地納骨室及び 合葬室		・1体用 (6年・12年・32年)	
			・2体用 (6年・12年・32年)	
			・合葬室	
	・北中城村公営墓地納骨堂 合葬室(直接共同埋蔵)			
埋蔵予定者、申請者との続柄	氏名		続柄	
	氏名		続柄	
添付書類				
埋蔵希望日				
備考				

注 1 合葬用納骨室の使用は、使用期間までは納骨壇に埋蔵し、その後合葬室に共同埋蔵されます。

2 合葬室に埋蔵された焼骨及びその容器(骨壺)等は、返還できません。

3 2体用の申請については、焼骨を1体又は2体所持している方になります。

4 北中城村納骨堂には、合葬用納骨室に納骨するとき以外は入室できません。

合葬室埋蔵に係る誓約書

令和 年 月 日

北中城村長 殿

施設使用者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

T E L _____

代理人 印 _____

※下記の事項により、遺骨を合葬室に埋蔵された場合、遺骨を返還しないことについて異議のないこと、併せて、合葬室に埋蔵した後は、焼骨の関係人からの異議申し立てがあった場合は、当方で一切の責任を持ち対応することを誓約いたします。

記

- ・納骨室の使用許可日からの使用期間が満了したとき。
- ・許可申請により合葬室の使用許可が下りたとき。
- ・その他、村が合葬室に埋蔵することが適當と判断したとき。

使用施設	使用許可年月日	備考
納骨室・合葬室 (該当箇所に○)	令和 年 月 日	

北中城村役場住民生活課

T E L : 935-2242 (内線 138・139)

F A X : 935-4770

村長	副村長	課長	係長	係	受付

第3号様式(第7条関係)

北中城村公営墓地参拝室使用許可申請書

年 月 日

北中城村長 宛

申請者 住所
 氏名
 電話番号

次のとおり北中城村公営墓地の参拝室を使用したいので申請します。

施設名	・北中城村公営墓地参拝室	
使用中の施設名(墳墓地又は納骨壇の位置)	施設名	公営墓地墳墓地 ・ 公営墓地納骨堂
	位置	
使用予定日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
使用目的	・納骨法要・年忌法要・合葬法要・()	
利用人數		
備考		

注 申請時に現在使用中施設の使用許可証を提示してください。